

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和2年12月15日（火）

開 会（午後1時33分）

【議 事】

議会BCP（素案）について

越阪部委員長

11月25日開催の前回委員会において、議会BCPの素案の確認を
てきました。確認して修正されたものが改めて配信してあります。これに
ついて、何か御意見がありましたらお願いします。

荻野委員

前回、確認してから特に変更はないか。

越阪部委員長

ありません。

荻野委員

それでは特に意見はない。

越阪部委員長

所沢市議会災害対策設置要綱一部改正案についても、前回の確認から変
更点はありませんが、御意見がありましたら、お願いします。

議会BCP（素案）及び所沢市議会災害対策会議設置要綱の一部改正案
を当委員会の最終案としてよろしいですか。

（委員了承）

越阪部委員長

今、申し上げた議会BCP(素案)に所沢市議会災害対策会議設置要綱を添付したものを政策研究審議会に諮問することとしてよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

政策研究審議会に諮問する資料等については正副委員長に一任いただくことよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

議会BCP(素案)についてパブリックコメントを実施するならば、次回以降、逐条解説等の作成に取り掛かることになると思いますので、各委員の御協力をお願いします。

議会BCP(素案)の今後の流れとしましては、1月22日に政策研究審議会に諮問することになるので、その前に資料等を添えて提出することになります。

議会BCP(素案)については以上です。

政治倫理条例の見直しについて

越阪部委員長

ハラスメントの防止に関する規定については、前回、了承されていますので、よろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

議員が市からの補助金を受けている団体の長を務めることの制限については一部修正ということがあったと思いますが、ほかに追加で何か意見はありますか。

休 憩 (午時1時40分)

再 開 (午後1時41分)

越阪部委員長

「市から活動及び運営に対する補助金又は助成を受けている団体および著しく公共性の高い団体の長に就任しないこと。団体については、規則で別に定める。」と修正して、政治倫理条例第5条に第7号として加えることとなります。そして、施行規則を設けるということで、第1条に施行規則の趣旨を定め、第2条として、補助団体・著しく公共性の高い団体を定め、「長」を除いた団体名で規定すること、「その他、補助金や助成金によって運営される団体」は範囲が広く定義づけが難しいということで削除とし、第2項は「議員は、原則として、前項に規定する補助団体の長になることができない。」とするとしています。

石原委員	施行規則第2条第2項は、長になることのみが禁止となったので、本条例で規定しているので、この項を削除してもよいと考える。
矢作委員	団体の中にまちづくり協議会も入っていたか。
石原委員	施行規則第2条の最後に、「行政が事務局を務める等の公共性の高い団体」の中に含まれると考える。
矢作委員	それでは、まちづくり協議会とは明記しないのか。
石原委員	含まれているので明記しない。
矢作委員	会派では三役まで含めたほうがよいという意見もあったが、すでに長だけと決まっていたか。
石原委員	妥結点として、前回、決まった。
越阪部委員長	次に、議員が品位を欠く行為をしてはならないことの規定についてです。

川辺委員

分かりにくい表現から条文整理をして、2つに分けて表記をするということ
はよいが、「市民全体の代表者とした、品位と名誉を」の後の部分は、
「保ち議会に対する市民の信頼を損なわないこと。」と変えたほうがよい
のではないかという意見が会派から出ている。

変更理由は、第一に当初の条文だと、議員の中に品位や名誉を損なう人
がいるイメージになり、議員は多くの市民から付託を受けて品位と名誉を
もって、市民の代表として市政に対し市民のために働いていく存在である
ということを保っていく表現がふさわしいと考える。また、前回の案だと、
施行規則に議員の制限をするものではない旨を明記するとなっていたが、
このような表現にすることで、施行規則にこのとおり明記する必要はない
のではないかということで、よりわかりやすく整理された条例になるので
はないかと考え、この案を検討していただきたいと思い提案した。

越阪部委員長

これについて、何か御意見はありますか。

石原委員

提案された条文案で、「市民全体の代表者として、」の読点を削除し、
「品位と名誉を保ち」のあとに読点を入れてはどうか。

越阪部委員長

「市民全体の代表者として品位と名誉を保ち、」ということですか。

石原委員

「(2) 刑事事件(等一切の行為)又はその(行為に関して)不正の疑

惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」の文章で、「(等一切の行為)」及び「(行為に関して)」はなくてもよいのではないかということとで括弧書きになっているが、全体として合意するならば決めておくべきと考える。

川辺委員

括弧書きをなくしても、意味は通じる。

石原委員

刑事事件は当然してはいけないし、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為もしてはならない、ということなので、シンプルな形でよいのではないか。

荻野委員

今の条例で定めている行為の範囲が狭められることにはならないか。括弧書きがないほうが、文章としてはすっきりしている。

石原委員

狭まるのであれば問題だが、より襟を正すのならよいのではないかと思う。この文章はもう一度整理してお示ししたい。

越阪部委員長

それでは、この件はもう一度整理してまとめていただくということでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、議員が反社会的勢力等との関係を持つことの禁止についてです。

石原委員

最初に論点出しで提示した資料では、暴力団等反社会的勢力を利用しない、利用されない、関与しないこととうたわれている他市事例があったので、引用して添付していた。別のパターンとしては、市の暴力団排除条例に規定する暴力団や暴力団員及び社会的に非難されるべき関係を有するものと利害関係を持たないこと、というものもあった。

所沢市の場合は、論点整理でも話したように、民間のコーポレートガバナンスやコンプライアンスが進んでいるので、そういうものに倣って整備しようという趣旨だ。

文案は、第8項として、議員は、所沢市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものと利害関係を持たないこと、というもので、あくまでコンプライアンスというところから書くほうがよいのではないかと思った。

越阪部委員長

これも文章化して整理しますか。

石原委員

先ほどの文案は、岡山県津山市のパターンを所沢市版に言い換えただけのものだが、書面にはある。

矢作委員

これは、当初見送るという話だったが、やはり条文化したいということでこれが提案されているということでよいか。

越阪部委員長

そうです。

石原委員

私が当初に資料を調べていたものでこのように文章化したが、復活させる提案をした松本委員から、反映させたい理念等があれば提案趣旨を御説明願いたい。

松本委員

この文案は分かりやすくてよい。

越阪部委員長

これも含め、石原委員には12月18日までに文章化したものをまとめていただきたいのですが、いかがですか。会期中に配信できれば、各会派で話し合いができると思いますし、整えたもので確認したいと思います。

石原委員

委員長の方針であればそのようにしたい。

越阪部委員長

次に、議員の関係する企業が市の公共事業等の請負契約等することの制限についてです。

石原委員

この件について、法務関係の確認をしたところ、現在の改正案だと主語が企業になっていて、これは議員の行為規範であるから議員を主語にしたほうがよいということだった。これを整理すると、議員は、議員、その配偶者、2親等以内の血族又は同居の親族が役員となっている企業に市との請負契約、委託契約等の締結を辞退させるよう努めることとする、という構成になった。

市との請負契約等という部分は、どこまでの契約を含めるのかという点が問題になってくるので、請負契約に委託契約等の例示を加えるとよいということだった。

また、ただし書にある「著しい障害」も人によってイメージが異なるので、委員会内で共通認識を醸成するほうがよいということだった。

越阪部委員長

主語を議員にするということですね。

石原委員

そのとおりである。

島田委員

私たちはこれでよいが、松本委員の会派はこれでよいのか。

松本委員

これは今初めて聞いたが、解釈としては議員が主語ということか。

島田委員	そうだが、2親等のことはいかがなのか。
松本委員	2親等については変わらない。
荻野委員	表現が変わっても駄目だということか。
松本委員	駄目だ。2親等を削って、努めることを辞退することとしてはいかがか。
矢作委員	法律関係の人に聞いたところ、判例がある以上は禁止事項にはできない ということだったので、これで提案している。
川辺委員	同じ解釈だ。
島田委員	2親等のところが飲めないのか。委員長に諮っていただくことになる が、この部分が飲めないのであれば、ほかの項目とは違い表現の問題では ない。ずっと同じところを協議していてもしょうがないので、歩み寄れな いのであれば請負の部分は議論を打ち切ってはどうか。
石原委員	「実質的に経営に携わっている企業」という表現が不明確ではないかと いう指摘もあり、「役員を務める企業」などの表現のほうがよいというこ

とだった。私は前者を規制しなければいけないと思っているが、法務的には難しいらしく、役員などと明記したほうがよいそうだ。そうしたことも含めて、この表現で妥結することはできないか。

松本委員

実質的に経営に携わっていなくとも、名目上の役員であっても駄目だということか。

石原委員

もちろんそうだ。

松本委員

役員に名を連ねている以上はその範疇に入れておかなければいけないということだろう。

石原委員

それは当然だと思う。

島田委員

自由民主党はそれでは飲めないということか。

松本委員

飲めない。

島田委員

時間が解決してくれるならよいが、いつまでも話しているわけにもいかない。

石原委員

12月18日までに整理するので、その時のリアクションで結論を出せばよい。

島田委員

その日までに配られて、もう一度日程調整をし、近いうちに委員会で諮るとのことか。

越阪部委員長

そこで決定したいということです。

議会BCPより先にこちらのパブリックコメントを実施できればと思っ
ていましたが、一緒に実施することについてはどうですか。

島田委員

パブリックコメントも返すのに時間がかかるので、2つ抱えてしまうと
大変だ。政治倫理条例が近いうちにまとまるのであれば、早めにやったほ
うがよいのではないか。

越阪部委員長

そのあたりの手順はあると思いますが、私自身としては政治倫理条例を
先にやりたいと思ってきました。議会BCPのパブリックコメントも実施
したほうがよいのではないかという感じでしたので、一緒でもよいのかと
思っただけで、先にできるならまとまった時点で実施することもやぶさか
でないと思っています。次回、このことについて一緒にやるか、どういう
手順かなど決めたいと思います。また、なるべく政治倫理条例の結審のよ

うなものができればと思っています。

島田委員

そのためには、自由民主党が2親等の話でよいのかをはっきりさせてもらわないと、ほかの会派はまとまりつつある。

越阪部委員長

確認ですが、政治倫理条例については石原委員に12月18日までに整理し、各会派で見られるようにしてもらいたいと思います。

荻野委員

もう改正案の形にしてしまっってはどうか。

越阪部委員長

そのほうが分かりやすいですね。

石原委員

12月18日までに正誤表も作成するのは無理なので、整理したものを配付することになる。

休 憩 (午時2時25分)

再 開 (午後2時29分)

○その他

荻野委員

議会BCPは6月頃、政治倫理条例は3月頃にまとめ、議会基本条例の全体的な見直しもやるという話もあったが、政治倫理条例がある程度片付いたら、議会基本条例を進めていくということか。

越阪部委員長

議会基本条例については、作成に携わった議員からその背景の話を中心に、3月定例会前に勉強会ができないかと思っています。

荻野委員

この委員会がいつまで存続するかの決めはないのか。

越阪部委員長

当初は1年である程度まとめられればということだったが、特に決まっていなかった。

荻野委員

新たな議題の提案もありうるということか。

島田委員

議会基本条例の見直しについては、今、議論しているものに伴って見直す必要が出てきたらという話だったので、全てを見直すということではなかった。

松本委員

基本条例は4年に1回見直すことになっている。

越阪部委員長

次回の日程は1月15日(金)午前10時から開催することとしたい。

(委員了承)

散 会(午後2時37分)